

証券総合取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様がひまわり証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（申込方法）

お客様は、あらかじめ当社に当社所定の申込書及び当社所定の本人確認書類を差し入れていただき、当社がこれを承諾した場合に限り、総合取引に関する契約が締結されます。

2 お客様が前項の申し込みをされる場合には、当社が別に定める次の約款または規定に基づく取引またはサービスの申込を同時に行うものとし、当社は、前項の承諾をする場合に限りこれらの申し込みを承諾するものとします。

- (1) 保護預り約款
- (2) ダイワMR F 累積投資取引約款
- (3) ダイワMR F 自動スweep取引取扱規定
- (4) 振込先指定方式取扱規定
- (5) 外国証券取引口座約款
- (6) 振替決済口座管理約款
- (7) 投資信託受益権振替決済口座管理約款
- (8) 取引報告書等の電磁的方法による交付等に係る取扱規定
- (9) 株式等振替決済口座管理約款

3 第2項に定める申込のほか、取引または商品により申込が必要となる場合、お客様はそれぞれの約款、規定に基づき別途申込を行い、当社がこれを承認した場合に限り、当該取引を行えるものとします。

4 当社は、お客様の年齢が満20歳未満である場合、お客様が国内に居住されていない場合、その他当社が定める事項に該当する場合は、原則として、お客様のお申込みに応じないものとします。

第3条（本人確認）

当社は、お客様が本サービスを利用する口座（以下「本口座」といいます）を開設される際および本口座の開設後適宜に「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」その他法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。

第4条（本人認証と本サービスの利用）

当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログイン ID、口座番号、ログインパスワードおよび暗証番号（以下、これらを「認証番号」といいます）の確認をもってお客様の本人認証を行います。

2 お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができます。

3 当社が、第1項の本人認証をすることができない場合、お客様は、当社の指示にしたがい本人認証のために必要な手続きを行うものとします。この場合、当社が定めるところにより、手数料を徴収することがあります。

4 お客様は、自らの資金により自らのために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとします。

5 お客様は、本サービスによる取引注文・約定の内容を、当社が定める方法により本口座において照会することができるものとします。

第5条（法令遵守）

お客様および当社は、本サービスの利用に関して、法令、金融商品取引所および日本証券業協会の定める諸規則ならびに慣習を遵守するものとします。

第6条（自己責任原則）

お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

第7条（利用時間）

お客様が、本サービスにおいて取引できる時間は、当社が定める時間とします。

第8条（取引の種類）

お客様が、本サービスにより取引できる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第9条（取扱銘柄）

お客様が本サービスにより、取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、当該銘柄は、金融商品取引所等の規制または当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更されることがあります。当社の自主的な規制により変更する場合、その理由は開示しないものとします。

第10条（取扱数量）

お客様が本サービスにより、買付または売却の取引注文を行える数量は、次の各号に定める範囲とします。

(1) 買付の取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とします。

(2) 売付の取引注文を行える数量は、この約款、保護預り約款または当該売付を行う商品の約款もしくは約諾書に基づき当社がお客様からお預かりまたは保管している数量の範囲内とします。

2 前項のほか、当社は、お客様から取引注文を受付ける際の数量について、当社が定める数量に制限する場合があります。

第11条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「営業日」といいます。）において、お客様が本サービスにより取引注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第12条（注文の有効期限）

お客様の本サービスによる取引注文の有効期限は、当社が商品・サービス毎に決める期限の範囲内とします。

第13条（注文の取り消し・変更）

お客様は、当社が定める時間内及び範囲内で、本サービスによる取引注文の取り消しまたは変更を行うことができます。

第14条（注文の受付）

当社は、次に定める時点をもってお客様からの本サービスによる取引注文の受付とさせていただきます。

(1) インターネットを利用した取引注文は、お客様が注文内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点。

(2) 電話を利用した取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が確認された時点。ただし、当社が自動音声応答装置により注文を受付ける場合は、前号に応じて取扱います。

2 当社は、お客様からの取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。

(1) お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。

(2) 買付の取引注文の受付時に、第20条に定める事項に反して、本口座において当社に支払うべき不足額が生じている場合。

(3) お客様の当社への届出事項に関して、第25条に定める事項に違反し届出を怠った場

合。

第15条（注文の執行）

お客様が本サービスにおいて行った取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等にしたが、当社が前条により当該注文を受付けた後、相当の時間内の最初に可能となるときに執行します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなくその執行はいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様および第三者の損害について、当社の故意または重過失に起因するものでない場合は、当社はその責めを負わないものとします。

(1) 受付後執行するまでに、お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。

(2) お客様の指値注文が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。

(3) お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。

(4) その他、当社が取引の健全性等に照らし、不相当と判断する場合。

(5) お客様の取引注文が、当社の定めるところにより失効した場合。

第16条（手数料）

お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文の執行に関する手数料を当社に支払うものとします。

第17条（取引内容の確認）

本サービスによる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時の記録内容（電話での取引注文の場合は録音記録内容）をもって処理するものとします。

第18条（株券の保管および入出庫）

お客様から保護預りする株券は、本人名義の株券も含め、全て証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の保管振替制度による保護預りとします。この場合、機構に届けるお客様の名義および住所は、本口座の名義およびお届け住所と同一であるものとします。

2 本口座への株券の入庫は当社取扱銘柄で、当社が定める入庫方法に限るものとします。

3 当社は、事故株券その他の瑕疵ある株券については、これを保護預りしないものとします。

4 お客様が当社から保護預り株券を出庫する場合は、機構を利用した他の証券会社への口座振替の方法によるものとします。ただし、特段の事情があると当社が判断するときは、

株券を交付する方法によることができます。この場合、出庫株券の名義はお客様本人の名義ではないこと等を、お客様はあらかじめ了承するものとします。

第19条（金銭の受渡方法）

お客様が本口座へ金銭を預け入れる場合は、当社が指定する金融機関口座へ振込みにより行うものに限るとし、当社は当該金融機関口座（以下「指定口座」といいます。）への振込みによる入金を確認した後に、本口座へ入金するものとします。

2 お客様が本口座から、金銭を引出す場合は、当社が別に定める「振込先指定方式取扱規定」により行うものとします。また、金銭の引出し請求にかかる当社の受付時間および受付ける金額の範囲は、当社が定めるものとします。

3 お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座と本口座との間で、金銭の振替または入出金する方法は、当社が定めるものとします。

第20条（不足金等の入金）

本口座に不足金が発生した場合には、お客様は当社の定める時限までに当該不足金を入金するものとします。

2 本口座において差金決済取引に該当する同一銘柄の買付約定と売却約定がある場合には、お客様は本口座におけるお預り金または MRF の残高状況にかかわらず、当該買付代金の一部または全部を当該時限までに入金するものとします。

3 お客様が当社の定める時限までに不足金を入金しない場合、当社は、任意でお客様の計算において保護預り有価証券等を処分し、その代金を当該不足金に充当することができるものとし、さらに不足があるときは、お客様に当該不足額の支払いを請求できるものとします。

4 本口座に不足金が発生している場合には、当社は、お客様の取引その他サービスの利用、保護預り有価証券または金銭の引出しを制限できるものとします。

第21条（金銭の受渡内容に関する確認）

金銭の受渡等について、お客様と当社の間で疑義が生じたときは、第17条に準じて取扱うものとします。

第22条（情報利用の制限）

お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、次のことは行わないものとします。

(1) 情報を自己または第三者の営業に利用すること、第三者へ提供する目的で情報を加工または再利用すること

(2) お客様の認証番号を第三者の利用に供すること。また、本サービスによる情報および

その内容を第三者に漏洩し、または他と共同して利用すること。

2 お客様における情報の使用が前項に違反するものと当社または金融商品取引所等が判断した場合、当社は情報の提供を中止するものとします。なお、情報の提供の中止により、お客様に発生した費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対して請求を行わないものとします。

第23条（料金）

当社は、お客様より本口座の利用料をいただくことがあります。この利用料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で入金していただくこととします。

2 当社は、利用料を本口座にお預り金があるときはお預り金より、お預り金で不足するときは MRF の換金によりお支払いいただくものとします。ただし、上記のいずれにおいても利用料の充当を行えない場合は、別の方法によりお支払いいただくものとします。また、利用料のお支払いがないときは、保護預り証券の返還の請求等に応じない場合があります。

3 前項に定める利用料の算出は経済情勢その他の事情によりこれを改定できるものとします。

4 一旦お支払いいただいた利用料および手数料は返却しないこととします。

5 前項によるほか、当社はお客様より事務手続きにかかる費用をいただくことがあります。この手数料は、当社が定める金額とします。

第24条（本サービスの変更、中止、制限）

当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または中止することがあります。

2 当社は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスを制限することがあります。

(1) 当社が、お客様の本サービスの利用において通常範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合。

(2) お客様が第3条の本人確認に応じない場合。

(3) お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合。

(4) 当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預かり資産の状況等を鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合。

(5) お客様が第27条第1項第2号から13号に該当する恐れがあるものと当社が判断した場合。

(6) その他お客様による本サービスの利用が不適當であると当社が判断した場合。

3 前項のサービスの変更または中止によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責めを負わないものとします。

第25条（届出事項の変更）

お客様は、本口座開設後、改名、改称、移転および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項の場合、第3条により本人確認することがあります。

3 第1項または第2項の届出がないこと、または届出が遅延したことにより生じたお客様の損害に対しては、当社はその責めを負わないものとします。

第26条（通知の効力）

お客様の届出による住所または電子メールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべしときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

第27条（解約）

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の用紙に必要な事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
- (2) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合。
- (3) お客様の取引が公正な市場の価格形成に弊害をもたらしている、またはもたらす恐れがあると当社が判断した場合。
- (4) お客様が本口座にかかる届出事項または第3条の本人確認にかかる本人特定事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合。
- (5) お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合。
- (6) お客様が当社の名誉または信用を毀損した場合。
- (7) お客様が当社に対し脅迫的な言動や暴力の行使等をした場合。
- (8) お客様が当社の業務を妨げた場合。
- (9) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (10) お客様が暴力団員、暴力団関係者およびいわゆる総会屋等であることが本口座開設以降に判明し、日本証券業協会理事会決議「暴力団員および暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき当社が解約を申し出た場合。
- (11) お客様よりお預かりする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
- (12) お客様が当社の定める範囲内および期限内に本サービスを利用されない場合。
- (13) お客様が第25条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となっ

た場合。

(14) お客様が第31条に定めるこの約款の変更に同意しない場合。

(15) 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。

(16) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合。

2 本サービスが解約された場合、第2条第2項に規定する取引またはサービスも同時に解約されることとします。

3 本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預かりする金銭ならびに保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。

4 本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則および当社所定の手続きにしたがい本口座を廃止できるものとします。

第28条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客様および第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

(1) お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた本サービスの利用により生じた損害。

(2) 第4条第3項に基づき、当社により相当の注意をもって本人認証が行われた本サービスの利用により生じた損害。

(3) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害等につき、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。

(4) 本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害等につき当社の故意または重過失に起因するものでないもの。

(5) 当社に故意または重過失なく、お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害。

(6) 電信、郵便または他の金融機関の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

(7) 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受または有価証券の寄託の手続きが遅延し、または不能となった場合に生じた損害。

(8) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するためにお預かりした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害。

(9) お預かり当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。

(10) 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。

(11) 金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害。

(12) 第8条から第14条に規定する当社の定める事項について変更がなされたことにより生じた損害。

(13) 第25条の届出がないこと、または届出が遅延したことにより生じた損害。

(14) 第27条による本サービスの解約に伴い生じた損害。

第29条（他の規定、約款の適用）

この約款に定めのない事項については、第2条第2項に列挙されている約款・規定、その他商品・サービス毎の取引規定により取扱います。

第30条（準拠法、合意管轄）

この約款に関する準拠法は日本国とします。

2 この約款に関しお客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社の本店の所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を指定することができるものとします。

第31条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所ならびに日本証券業協会が定める諸規則の変更または当社が必要と認める場合に、改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の特権を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、お客様において所定の期日までに異議の申し立てがないときは、改定にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

平成22年12月